

～～ トころん健幸応援メニュー認証事業 ～～

第1 目的

トころん応援メニューは、所沢市民の健康づくりを応援するため、飲食店などが考案したメニューを所沢市が認証するものです。市内飲食店等の協力のもと健康な食事の普及拡大を図り、市民の健康意識を高めることで、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸に寄与することを目的としています。

第2 認証要件

トころん健幸応援メニュー認証の要件は次のとおりとし、所沢市内で提供を受けられる料理等のうち、必須要件のすべてを満たし、かつ選択要件のいずれかを満たす場合に認証します。

1 単品の料理又は定食の認証を受けるときの要件

(1) 必須要件

1食あたり数種類の野菜を合計120g以上使用していること。野菜は海藻・きのこ類を含み、芋類・果物・果実的野菜（メロン・苺・スイカ等）は含まない。ただし、旬の素材を使用する、又は日替わりの料理として提供する目的で材料の一部を変更するときは、使用している野菜の総量が100gを下回らないようにすること。

(2) 選択要件

- ① 1食あたりのエネルギー量が750kcal未満であること。
- ② 「主食＋主菜＋副菜」が揃った1食分であること。
- ③ 1食あたりの塩分が3.0g未満であること。

2 食べ放題の形式で提供される複数の料理について、一括して認証を受けるときの要件

(1) 必須要件

- ① 食べ放題で選ぶことのできる料理のうち、品数を基準として35パーセントを超える料理について野菜を主に使用していること。「野菜を主に使用している」は、その料理の材料のうち、野菜の重量が最も大きいことを指す。
品数は料理の数とするが、その数え方は、次に掲げる料理等については次のとおりとする。

ア 通常、一品として選択することが想定される野菜・海藻・きのこ類を使用したサラダ等は、種類にかかわらず品数を1

とする。（例：サラダバーは全体で1品）

イ パン類は、ロールパン、食パン、クロワッサン等の種類によらず、品数を1とする。ただし、野菜を主に使用していると認められる場合は別に品数を1とする。

ウ ご飯類は、白米、炊き込み、寿司等の種類によらず、品数を1とする。ただし、野菜を主に使用していると認められる場合は別に品数を1とする。

エ 飲料は含めない。ただし、スムージー等の野菜を主に使用していると認められる飲料（野菜の重量が最も大きい場合のみ。果汁の重量が最も大きい場合は含めない）は品数に含める。野菜を主に使用したスムージー等が数種類ある場合は、種類数を品数とする。

オ 調味料・ドレッシング類は含めない。通常、ほか料理の味を調える目的で使用し、単体で食べることを想定しないものについては、野菜を主に使用した自家製調味料等であっても品数に含めない。（例：にんじんドレッシング、食べるラー油等は品数に含めない。）

カ 漬物類は含めない。（例：海苔の佃煮、梅干し、浅漬け等は品数に含めない。）

② 食べ放題で選ぶことのできる料理の中から、1食あたり数種類の野菜を合計120g以上使用し「主食＋主菜＋副菜」が揃った1食分の組み合わせを、望ましい1食の組み合わせとして2組以上提供できること。野菜は海藻・きのこ類を含み、芋類・果物・果実的野菜（メロン・苺・スイカ等）は含まない。ただし、旬の素材を使用する、又は日替わりの料理として提供する目的で望ましい1食の組み合わせに含まれる料理の材料の一部を変更するときは、望ましい1食の組み合わせに使用している野菜の総量が、100gを下回らないようにすること。

③ 認証を受けている期間中は、望ましい1食の組み合わせを写真・イラスト等により店内に掲示し、容易にその組み合わせを再現できるよう、使用されている料理名、おおむねの盛りつけ量が分かるよう配慮する。

（2）選択要件

- ① 望ましい1食の組み合わせ1組あたりの脂質が、PFC比率で30パーセント未満であること。
- ② 望ましい1食の組み合わせ1組あたりの塩分が3.0g未満であること。

第3 認証の申請方法

「トコロん健幸応援メニュー認証（登録・変更）申請書」（様式第2号）を健康づくり支援課へご提出ください。栄養価計算は、保健センターの栄養士が行います。認証を希望する料理の調理方法と材料、調味料の分量等をお知らせください。調理方法等は、非公開情報として取り扱います。

第4 認証後の変更又は辞退の手続き

認証を受けている料理の内容を変更するときは、「トコロん健幸応援メニュー認証（登録・申請）申請書」（様式第2号）を健康づくり支援課へ速やかにご提出ください。ただし、旬の素材を使用する、又は日替わりの料理として提供する目的で材料の一部を変更するときは、使用している野菜の総量が100gを下回らない限り、変更のお手続きは不要です。

認証を受けている料理の提供ができなくなったときは「トコロん健幸応援メニュー認証辞退届出書」（様式第3号）を、健康づくり支援課へ速やかにご提出ください。

第5 情報の取扱いについて

健康づくり支援課が認証のため知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に取り扱います。認証のため知り得た調理方法については栄養価計算のみに使用するとともに、所沢市情報公開条例第7条第3号の規定に基づき、非公開情報として取り扱います。